

院内での迷惑行為には 毅然とした態度で対応を

様々な業種で問題となっているカスタマーハラスメント。医療機関も例外ではありません。職員を守り、安全な職場環境を持続するためにも事前の対策が必要です。右記は、迷惑行為対策としての院内掲示（例）です。未対応の医療機関におかれましては、対応をご検討ください。

患者による迷惑行為が発生し、警察に通報をしても要請に応じてもらえない場合がある（民事不介入）との報告もありますが、迷惑行為の状況を記録しておくことで、警察側も動きやすくなります。

【ご来院の皆様さまへ】

迷惑行為により、診療をお断りすることがあります

当院では、次のような迷惑行為があった場合に、診療をお断りする場合があります。患者さんの安全を守り、診療を円滑に行うとともに、最善の医療を提供するためにも、何卒ご協力のほどお願いします。

(※他の患者さんの迷惑となる場合、診療に支障が生じる場合は警察に通報します)

- ①他の患者さんや職員にセクシャルハラスメントや暴力行為があった場合、もしくはそのおそれ強い場合
- ②大声・暴言または脅迫的な行動により、他の患者さんに迷惑を及ぼし、あるいは職員の業務を妨げた場合
- ③解決しがたい要求を繰り返し行い、診療業務を妨げた場合
- ④建物設備等を故意に破損した場合
- ⑤受診に必要なでない危険な品物を院内に持ち込んだ場合
- ⑥飲酒をしている場合

院長